

各事業所ご担当者様

「資格取得届」、「被扶養者異動届」には、  
マイナンバーの記載をお願いいたします。

令和5年6月から、健康保険法施行規則が改正され、事業主は資格取得の事実があった日から5日以内に、マイナンバーを記載した「資格取得届」を健保組合へ届け出る義務があることが明文化されました。

「資格取得届」、「被扶養者異動届」は『マイナンバーほか必要な事項』または、『住民票に記載されている5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）』のいずれかが記載されている場合に、受け付けることとなります。

法律改正に伴う変更点

- ・「資格取得届」を提出する際は、必ずマイナンバーを記載してください。
- ・ご家族を被扶養者として加入させる際は、被扶養者のマイナンバーも必要となります。
- ・「健康保険被扶養者(異動)届」の様式が変わります。(別紙)  
被扶養者の新規追加(扶養に入れる)申請の際は、マイナンバーを記載してください。
- ・扶養手続きの際に提出する「住民票」は、マイナンバー記載のものをご提出ください。

迅速、正確なマイナンバーのご提出に、ご協力をお願いいたします。

◎ご不明な点があれば、学研健康保険組合までお問い合わせください。  
学研健康保険組合 support@g-kenpo.or.jp TEL 03-6431-1039